

株式会社船昌 行動計画

社員及びスタッフが仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 9 月 1 日～ 令和 11 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

<目標>

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を 20%以上にする

女性社員・・・取得率を 80%以上にする

<対策>

- 令和 6 年 8 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和 6 年 9 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施
社内掲示板や HP による社員及びスタッフへ短時間勤務制度の周知